

雫石町 通学路交通安全プログラム

～通学路の安全確保に関する取組の方針～

平成 27 年 8 月

雫石町通学路等安全推進連絡協議会

1 プログラムの目的

平成 24 年、全国で登下校中の児童生徒が死傷する事故が相次いで発生したことから、平成 24 年 8 月に各小学校の通学路において関係機関と連携して緊急合同点検を実施し、必要な対策内容についても関係機関で協議してきました。

引き続き通学路の安全確保に向けた取組を行うため、このたび、関係機関の連携体制を構築し、「雫石町通学路交通安全プログラム」を策定しました。

今後は、本プログラムに基づき、関係機関が連携して、児童生徒が安全に通学できるように通学路の安全確保を図っていきます。

2 通学路等安全推進連絡協議会の設置

関係機関の連携を図るため、以下をメンバーとする「通学路等安全推進連絡協議会」を設置しました。本プログラムは、この協議会で議論し策定しました。

○国土交通省

- ・東北地方整備局岩手河川国道事務所盛岡西国道維持出張所（国道管理者）

○岩手県

- ・盛岡広域振興局土木部道路環境課（県道管理者）

○警察

- ・盛岡西警察署交通課

○学校・地域関係

- ・雫石町校長会（小学校代表者）
- ・雫石町PTA連絡協議会（PTA代表者）
- ・雫石町交通指導隊
- ・各地区防犯交通安全協会

○雫石町

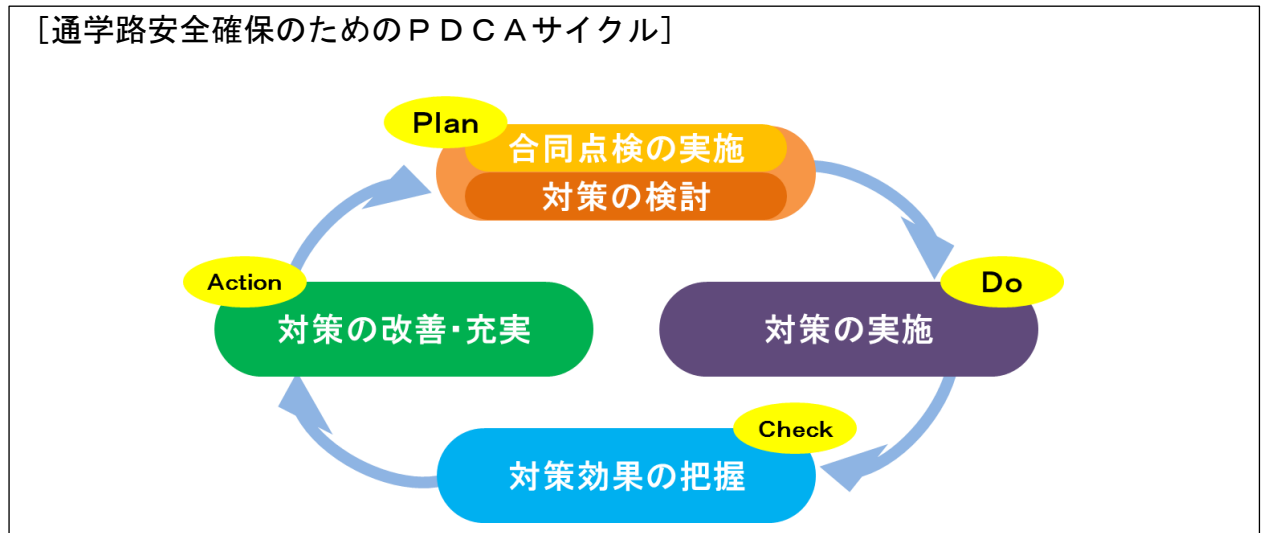
- ・防災課
- ・地域整備課
- ・教育委員会事務局学校教育課

3 取組方針

(1) 基本的な考え方

継続的に通学路の安全を確保するため、緊急合同点検後も合同点検を継続するとともに、対策実施後の効果把握も行い、安全確保の充実に図ります。

これらの取組をPDCAサイクルとして繰り返し実施し、通学路の安全性の向上を図っていきます。



(2) 合同点検

① 合同点検等の実施

- ・各小学校からの危険箇所の報告をもとに、通学路等安全推進連絡協議会において協議し、必要な箇所について合同点検を実施します。
- ・実施時期は、5月～6月に行います。

② 合同点検の体制

学校、PTA、道路管理者、警察、防犯交通安全協会等が参加する合同点検を行います。

(3) 対策の検討

合同点検の結果から明らかになった対策必要箇所について、箇所ごとに、歩道整備や防護柵設置等のハード対策、交通規制や交通安全教育等のソフト対策を必要箇所に応じて具体的な実施内容を検討します。

(4) 対策の実施

対策の実施にあたっては、対策が円滑に進むよう、関係者間で連携を図ります。

(5) 対策効果の把握

合同点検結果に基づく対策実施後の箇所等について、対策効果の状況を確認するため、学校関係者や地域住民からの聞き取りなどを実施します。

(6) 対策の改善・充実

対策実施後も、合同点検や効果把握の結果を踏まえて、対策内容の改善・充実を図ります。

4 箇所図、箇所一覧表の公表

小学校ごとの点検結果や対策内容については、小学校ごとの「対策一覧表」及び「対策箇所図」を作成し、公表します。

【別添資料】

別添① 対策一覧表

別添② 対策箇所